

基本報酬および主な各種加算(就労移行支援) 令和6年度4月～

種類	単位数(1日)	
就労移行支援サービス費 (I) 20人以下	879単位	基本報酬 事業所を運営するために 基本的に必要な経費に対 する報酬
福祉専門職員配置等加算 (I)	15単位	就労支援に従事する者と して1年以上の実務経験 を有し、一定の研修を修 了した者を就労支援員と して配置している場合に 対する行う加算
欠席時対応加算 (月4回を限度)	94単位	利用者が急病等により利 用を中止した際に、連絡調 整や相談援助を行った場 合に、月に4回まで加算
送迎加算(II)	10単位	利用者に対して居宅等と 事業所との間の送迎を行 った場合に対する行う加 算
初期加算	30単位	利用開始時から30日を限 度として加算
就労支援関係研修修了加 算	6単位	就労支援に従事する者と して1年以上の実務経験有 し、別に厚生労働大臣が定 める研修を修了した者を 就労支援員として配置し ている加算
移行準備支援体制加算 (I) (II)	41単位 100単位	現場実習・求職活動等に あっては、1月を超えない期 間で職員が同行して支援 を行う加算
支援計画会議実施加算	1回につき583単位	本人や他の支援機関等を 交えてケース会議等を実 施し評価する加算
ベースアップ等支援加算 I	所定単位数の1.3%/月	利用者負担1割 令和4年10月の介護報酬 改定(臨時改定)を経て創

		設される新たな加算 介護職員に対して 3%程度 (月額 9,000 円相当) 引き上げるための措置という意味合いが強く、介護職員以外の職種にも配分することが可能な加算
--	--	---

※上記単位×10 円 ※就労移行支援は、障害福祉サービスの利用を行う際に必要な個別支援計画書に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。個別支援計画作成後、3ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める金額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等 給付費については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。